

○内閣府告示第百十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年八月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。